新地町障がい者活躍推進計画

機関名	新地町役場
任命権者	新地町長 大堀 武
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
計画策定の経緯	令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正さ
	れ、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明
	示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害
	者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関す
	る計画(以下、「障害者活躍推進計画」という。)」を策定すること
	となった。
新地町役場における	令和2年3月現在、新地町においては、法定雇用率の2.5%を
障がい者雇用に関す	満たしていない状況である。
る課題	雇用人数が少ない小規模自治体としては法定雇用率を達成する
	のは難しい状況にあるが、基準達成のため積極的な採用を図ると
	共に、障がい者である職員が継続的に勤務し、更に活躍できる体制
	の整備や各種取り組み等を行う必要があるため、下記目標を掲げ、
	雇用の促進に努めたい。
目標	
①採用に関する目標	実雇用率について、各年度6月1日時点の法定雇用率以上を目
	標とする。
	(評価方法) 毎年国に報告義務のある任免状況通報により把握・
	進捗管理。
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:0%
②定着に関する目標	障がいの種類や程度にあった業務を考慮し、不本意な離職者を
	極力生じさせないことを目標とする。
	(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を
	元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ワーク・エンゲー	【ワーク・エンゲージメント】(仕事への積極的関与の状態)
ジメントに関する	活力・熱意をもって業務に従事し、充実した職場生活を送れるよ
目標	う、前年度を上回るワーク・エンゲージメントの水準を目指す。
	なお、計画初年度においては目標を設定せず、実態に関するデー
	タ収集を行う。
	(評価方法)在籍している障害者(新規採用者を除く)に対し、
	アンケート調査等を実施し、把握・進捗状況を確認
	する。

④キャリア形成に関	毎年度、1項目以上の新たな職域を開拓し、障がい者である職員	
する目標	 が従事できる職務の拡大を図る。	
	(評価方法)毎年度進捗管理を行い、新たな職域への人事異動	
	及び人材育成の方法等について検討する。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。	
	○障がい者雇用推進者及び人事担当課(総務課)において、毎年、	
	障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行う。	
	○外部の関係機関(福島労働局等)と連携体制を構築し、役割分担	
	及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。	
	○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じ	
	るため、定期的に更新を行う。	
(2) 人材面	○各課等の長を対象に年に1回程度、労働局等が開催する各種講	
	座等の受講案内を行い、参加者を募る。	
	○障がい者生活相談員に選任された者(選任予定者を含む。)につ	
	いては、福島労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定	
	講習を受講するよう努める。	
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	○現に勤務する障がい者や、今後採用する障がい者の能力や希望	
	も踏まえ、年に1回程度、人事評価(勤務希望調書)を活用した	
	職務の選定及び創出について検討を行う。	
	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と	
	業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に	
	応じて検討を行う。	
3. 障がい者の活躍を	と推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。	
	○新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要	
	な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を	
	講じるに当たっては障がい者からの要望を踏まえつつも、過重	
	な負担にならない範囲で適切に実施する。	
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、雇用している障がい者の意見・要望等	
	を踏まえた上で町に合った障がい者の雇用方法、条件を検討す	
	る	
	○採用の際には、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を	
	設ける等、障がい特性への配慮を行う。	

(3) 働き方	○時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促
	進する。
	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進す
	る。
(4) キャリア形成	○任期終了まで残り3カ月となった時点で、職務経験の総括的な
	振り返りを行うことにより、任期の終了後においても引き続き
	公務内外で就労できるように支援を行う。
	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を
	実施する。
(5) その他の人事	○年1回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施
管理	し、状況把握・体調配慮を行う。
	○障がい者から要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通
	勤への配慮等の措置を可能な限り講じる。
	○中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者
	をいう。) について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、
	職場環境の整備等や病院への配慮、働き方、キャリア形成等の取
	り組みを行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
	する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障が
	い者の活躍の場の拡大を推進する。
	○障害者就労施設における民需拡大のため、当該施設等が生産・加
	工・製作した物品の販売の場の提供、障害者就労施設等との人的
	交流など(具体的には、職場体験や実習の受入、意見交換会や情
	報連絡会)を実施する。